

島崎藤村の『夜明け前』を読む

—木曽の山林事件—

石川一三夫

はじめに

木曽路はすべて山の中 名古屋から中央線で約一時間。列車が木曽を通過する頃、「木曽路はすべて山の中である」という文章で始まる島崎藤村の歴史小説『夜明け前』を思い出す人は少なくないであろう。しかし、この小説はあまり読まれないようと思う。『夜明け前』はその文体がやや古風なうえに、ストーリーの展開が遅く、かつ長編で

「昔はこの木曽山の木一本伐ると、首一つなかつたものだぞ。」陣屋の役人の威し文句だ。（新潮文庫版『夜明け前』第一部、上、二二頁）

ある。川端康成をして、「『夜明け前』の表現は、寄せては返す波だ。そのゆるやかな調子にこちらの体を合せて、波に乗るまでが一苦労だ」(『文芸春秋』昭和四年八月号)と言わせたほどである。そう簡単に読める小説とはいがたい。文学から法史学へしかし、根気よく読み進めていくと、『夜明け前』の中には、幕末から明治維新期を生きた人々の意識や行動が生き生きと描かれていて、そこに気が付くであろう。すなわち、藤村の父(作中では青山半蔵)の生涯を描いた『夜明け前』は、文学として一つの最高峰を示しているだけでなく、歴史——近代法史——を学ぶ者にとっても格好のテキストなのである。⁽¹⁾

街道の様子や村落の構造など、『夜明け前』から法史学が学ぶべき点は多い。だが、ここでは藤村が丹念に描写している山林事件だけを取り上げることにしよう。そして、「好かれ悪しかれ私たちは父をよく知らねばならない。父の時代を知らねばならない」⁽²⁾という思いの中から生まれた藤村の文章を味わいながら、近代の一つの侧面について考えてみたい。

1 幕末—尾張藩時代

木曽山林の歴史 木曽の山林の歴史は、およそ四期に分けられる。山林に対する人民の権利がしだいに奪われてい歴史である。

- 第一期(中世以前)………人民が自由に森林に立ち入ることができた時代。
- 第二期(享保まで)………租税(木租^{ぼくそ})を納めなければ伐木できなくなつた時代。
- 第三期(明治維新まで)……立入禁止区域(巣山・留山)がもうけられた時代。
- 第四期(明治維新以後)………人民が九〇パーセントの山林から締め出された時代。

以下、やや長文の抜粋がつづくが、いずれの文章も木曽山林事件の歴史をリアルに伝えている。すなわち、そこには、人民が大部分の雑木と下草からも切り離されていった時代の苦しみが、文学者の眼を通してみごとに描かれている。

厳しい山林の取締り 『夜明け前』は、右の第三期の後半、黒船が来航した嘉永時代から始まる。嘉永時代においては、明山あきやまのみが自由林とされたが、その明山でさえも桧木や櫟などの「木曽の五木」は尾張藩の許可がなければ伐採することができなかつた。山林の取締りは嚴重をきわめた。少しの違反でもあろうものならば、木曽谷三十三ヶ村の庄屋が上松の陣屋に呼び出された。桧木一本でも馬鹿にならない。陣屋の役人の目には人間の生命よりも重かつた、と藤村は述べている。

「昔は木一本伐ると、首一つなかつたものだぞ」という、陣屋の役人の威し文句がこの時代の暗さを象徴している。主人公の青山半蔵は、そうした尾張藩時代を目撃しながら、多感な青年期を迎えるのである。

文章1 森林盗伐の吟味

彼がまだ十八歳の頃に、この馬籠の村民が木曽山の厳禁を犯して、多分の木を盗んだり背伐りをしたりしたという科で、村から六十一人もの罪人を出したことがある。その村民が彼の家の門内に呼びつけられて、福島から出張して来た役人の吟味を受けたことがある。彼は庭の隅の梨の木のかげに隠れて、腰繩手鏡をかけられた不幸な村民を見ていたことがあるが、貧窮な黒鍬や小前のものを思う彼の心は既にその頃から養われた。

（第一部、上、九六頁。引用は新潮文庫より。以下同じ）

村と村の山論

木曽における山林事件の中心は、尾張藩と人民の争いであるが、それがすべてではなかった。ときには草山への入会をめぐる人民どうしの争い、つまり村と村が血で血を洗うような山論が発生することもあった。と

くに幕末ともなると、何事もとげとげしくなって、入会紛争が木曽谷の各地で深刻化することは避けられない。

「同志打ちはよせ。今は、そんな時世じやないぞ。」これが木曽を愛する半蔵の思いであった。

文章2 村と村の入会紛争

村民同志の草山の争いだ。到るところに森林を見る山間の地勢で、草刈る場所も少い土地を争うところから起つて来る境界のごたごただ。草山口論ということを約めて、「山論」という言葉で通つて来たほど、これまでとてもその紛擾は木曽山に絶えなかつた。……しかし半蔵に取つて、大袈裟に言えば血で血を洗うような、こうした百姓同志の争いほど彼の心に深い悲しみを覚えさせるものもなかつた。福島役所への訴訟沙汰にまでなつた山論——訴えた方は隣村湯舟沢の村民、訴えられた方は馬籠宿内的一部落にあたる峠村の百姓仲間である。山論が喧嘩になつて、峠村のものが鎌十五挺ほど奪い取られたのは過ぐる年の夏のことだ、一旦は馬籠の宿役人が仲裁に入り、示談になつた筈の一年越しの事件だ。

(第一部、上、二一一二二二頁)

こうした村と村の山論は、いかにこじれようとも、そこは同じ木曽に住む人民どうしのことである。村の人たちの話し合いによつて解決することができた。小説の中でも、半蔵らの努力によつて、役所の手をわざらわせることなく内済（和解）が成立している。しかし、権力者と人民の争いはそう簡単には解決しなかつた。いや、解決しなかつたばかりではない。明治維新を迎えていつそう事態が深刻化していったところに、近代日本の悲劇を見ることができるのである。

2 明治維新—筑摩県時代

王政復古への期待 公武合体をつげる和宮の行列が中山道を東上し、生麦事件を知らせる薩摩藩の早駕が西にくだつ

た。そして、「ええじゃないか」の乱舞が木曽の谷を通過すると、時代は新しく明治の世を迎えた。なにごとも新しく感じられる「御一新」のときである。木曽の支配も、尾張藩から筑摩県に代わった。草叢くさむらの中にあるものまでが時節の到来を感じ、半蔵らの気持ちがもっととも希望に満ちて高揚したときである。木曽の山林事件もここに一つの転機を迎えるかにみえた。

五箇条の御誓文が出されたのだから、もう大丈夫だ。太古の昔から人民のものであった森林が、われわれの手にかえつてくる日は近い——。次の文章を読むと、半蔵や村人の喜びが目に見えるようである。

文章3 山林解放の嘆願

従来の陋習を破って天地の公道に基くべしと仰せ出された御誓文の深さは、何程の希望を多くの民に抱かせたことか。半蔵等が山林に眼をつけ、今更のように豊富な桧木、楓、明檜、高野楨、それから櫟などの繁茂する森林地帯の深さに驚き、それらのみずみずしい五木がみな享保年代からの御停止木おとめぎであるにも驚き、そこに疲弊した宿村の救いを見出そうとしたことは無理だったろうか。彼等が復古の出来ると思った証拠には、最初の嘆願書にも御誓文の中の言葉を引いて、厚い慈悲を請う意味のことを書き出したのでも分る。

（第二部、下、一〇一一頁）

木曽山林の官有地編入 地租改正をまえにしての土地調査、寺小屋を改修しての仮校舎の普請など、戸長（旧庄屋の改称）としての多忙な職務を遂行するかたわら、半蔵は筑摩県庁あてに木曽山林の民有を願う嘆願書を提出した。しかし、予期に反し、新政府の山林政策は幕藩時代よりも強固であった。木曽山の九〇パーセントが官有地として取り上げられてしまつたからである。従来の慣習なぞは、いまや新しい支配者として君臨する筑摩県の考慮するところではなかつた。官有地編入を受け入れて、官有林規則⁽³⁾に同意せよとの一点張りである。人民がしいて反対すれば、官吏の怒りにふれる。鞭で打たれるか、県庁内の聽訟課へひっぱられて厳しい取り調べを受けることになる。木曽の

人が心ならずも官有地への編入を認めてしまったのも、無理のないことであった。

当時の記録によれば、「官有地に編入されても入会権は従来どおり認められる」「官有地に編入すれば地租が免除されるので農民に有利だ」といったような、地方官の甘い説得にのせられて、山林の官有化に賛成した村も多かつたという^④。

さて、次の文章は、県庁の怒りをかつたために半蔵が戸長免職を言い渡された翌日、福島から家路についたときの描写である。いま自分が歩くこの木曽路は、東山道軍を率いた岩倉総督が「民意の尊重」を約束しながら東に上った街道である。あの時の感銘が今も忘れられない。「しかし、御一新がこんなことでいいのか。」半蔵は、父に出来なければ子に伝えてでも、木曽の人民のため、戦うだけは戦おうと堅く決心するのであった。半蔵、四三歳のときである。

文章4 維新政府による山林収奪

五月の森の光景は行く先に展けた。桧檜にまじる雑木の爽やかな緑がまた甦って、その間には木曽路らしいむらさきいろの山つつじが咲き乱れていた。全山の面積およそ三十八万町歩あまりのうち、その十分の九にわたるほどの大部が官有地に編入され、民有地としての耕地、宅地、山林、それに原野を併せて僅かにその十分の一に過ぎなくなつた。新しい木曽谷の統治者が旧尾州領の山地を没取するのに不思議はないというような理屈からこれは来ているのか、郡県政治の当局者が人民を信じないことにかけては封建時代からまだ一步も踏み出していない証拠であるのか、いずれとも言えないことであった。ともあれ、いかに支庁の役人が督促しようとも、このまま山林規則の御請をして、泣寝入りすべきこととは彼には思われなかつた。父に出来なければ子に伝えて、旧領主時代から紛争の絶えないようなこの長い山林事件を何等かの良い解決に導かないのは嘘だとも思われた。

(第二部、下、三九頁)

維新への失望 今にして思えば、暗いとされた尾張藩時代でさえ、村民が絶対に立ち入ることを禁じられていたのは狭い地域に限られていた。自由林が木曽山の大部分であった。五木の厳禁を犯さないかぎり、村民は意のままに山

林に入つて、雑木を伐採したり薪炭の材料を集めたりすることができた。そして、桧木笠・めんぱ（木製割籠）・お六櫛など、村民が山林から手に入れることのできる自然の恵みは多かった。ところが、維新の今はどうであろうか。「御停止木」の解禁はおろか、尾張藩時代に許されていたほどの自由も認められない。薪炭や芝草を得ようにも、家を出ればすぐ目の前が官有林だという村もある。付近一帯がみな官有地だという村もある。あれほどまでに待ち望んでいた近代とは、こういう時代のことだったのか。

古文書の調査と半蔵の確信 半蔵は人民の先頭に立つて官有林払下げ運動を展開するために、古来からの「民有の証拠」を求めて村々の土蔵の中に眠る古文書を集めてまわった。しかし、古文書をいくら集めても、民有の証拠を役人に示すことはきわめて困難なことであった。

なぜならば、第一に、木租や山草錢を納めていた事實を証明するだけでは不十分で、公文書によつて「地盤を所有すべき道理」を立証しなければ、「民有地」としては認めがたいとされていたからである。「昔から木租を納めていたから、自分たちの山林だ」という主張は、新政府には通用しなかつた。木租は地盤所有に対する租税とみなすべきではなく、尾張藩の山林を拝借していたことに対する借地料であったとの解釈が採用されたからである。第二に、村と村の入会紛争を解決するときに取り交わされた「裁許状」や「和解証文」「取替証文」を提出しても、これまた民有の証拠にはならないとされた。すなわち、「昔から入会が認められていたのだから、自分たちの山林だ」という村人の主張も、新政府には通用しなかつた。「入会権と所有権は別個のものである。他人の所有地の上にも入会権は成立する」というのが、近代法の観念を後ろ盾にした新政府の解釈であった。

このように、そもそも山林に対する地盤所有の観念がうすらあった前近代にまでさかのぼって、「民有の証拠」つまり近代的所有権の観念が存在したことを立証せよといふのであるから、無理難題というほしかなかつた。半蔵らの苦労

はひととおりではない。しかし、それにもかかわらず、古文書を丹念に読み返すことによって、半蔵は「過去こそが真実の時代だ」との確信を得るのである。

次の文章には、当時の半蔵の心境がうまく描かれている。偽りの「近つ世」^{ちかよ}を否定して「自然に帰れ」^{おのずから}と説く国学に惹かれる半蔵の思想が、どのあたりから昇華してくるか、よく理解できるであろう。

文章5 古文書が語る山林の歴史

明治六年の二月まで、彼は古来の沿革をたずねることや、古書類をさがすことに自分の支度を向けた。ある村の惣百姓中から他村の衆に宛てた証文とか、ある村の庄屋組頭から御奉行所に出した一札とか、あるいは四カ村の五人組総代から隣村の百姓衆に与えた取替証文とかいう風に。さがせばさがすほど、彼の手に入る材料は、この古い木曽山が自由林であったことを裏書きしないものはなかった。言ってみれば、この地方の遠い古は山に頼つて樵務^{きぎり}をする杣人^{そまびと}、切畑焼畑を開いて稗蕎麦等の雜穀^{やまとが}を植える山賤^{やまとが}、あるいは馬を山林に放牧する人達なぞが、あちこちの谷間に煙を立てて住む世界であつたろう。

(第一部、下、一二三頁)

3 民権運動期—長野県時代

木曽谷十カ村の嘆願運動 新政府に対する木曽谷十カ村（三十三カ村が合併）の主張は、①巣山・留山など官有林の存続には異存がない、②しかし明山だけは人民に任せてほしい、というものであった。つまり、せめて尾張藩時代の旧慣にもどしてもらいたいというのが、彼らの願いである。しかし、そうした穩健な嘆願にも新政府は耳をかさず、「五木が生長する山林はみな官有地だ」というのが官庁の方針であった。

人民の困窮と運動の急進化 半蔵らの嘆願運動は容易に功を奏さなかつた。その結果、もはや山林には頼れないとい、

人民の中には木曽谷に見切りをつける者があらわれはじめた。住み慣れた墳墓の地を捨て、都会に去っていく人は多かった。そうでないまでも、竹も成長しないような奥地の村では、やせた耕地にしがみつくだけでは生きていけなかつたので、いきおい山林盗伐に流れる者もあつた。なかには、全村こぞつて厳重な山林規則に触れ、毎戸かわるがわる一人ずつの犠牲を長野裁判所の方へ送り出すことにしている不幸な村もあつた、と藤村は書いている。

そうしたなか、明治一〇年代になると官民有区分の再調査を求める運動がおこるが、そこには新しい傾向がみられた。民権思想の影響である。それは半蔵のように「太古に帰れ」と説くのではなく、天賦人権の思想にもとづいて「民有の権利」を主張しようとするものであつた。すでに五〇歳の峠を迎えた半蔵の思想を越えて、木曽谷の解放を求める新たな運動が盛りあがつたのである。こんな辺鄙な山の中にまで西洋生まれの民権思想がやって来たのかと、半蔵はハラハラしながら山林事件の新展開をながめるのであつた。

文章6 民権思想の影響

幾多の欠陥の社会に伏在すればこそ、天賦人権の新説も頭を持ち上げ、歐羅巴人の中に生れた自由の理も喧伝せられ、民約論のたぐいまで紹介せられて、福沢諭吉、板垣退助、植木枝盛、馬場辰猪、中江篤介等の人達が思い思いに、あるいは文明の急務を説き、あるいは民権の思想を鼓吹し、あるいは国会開設の必要を唱うるに至つた。真智なしには権利の説の是非も定めがたく、海の東西にある諸理想の区別をも見究めがたい。ただただわけもなしに附和雷同する人達の声は啓蒙の時にはまぬがれがたいことかも知れないが、それが郷里の山林事件にまで響いて来るので、半蔵などはハラハラした。物を教える人がめつきり多くなって、しかも学ぶに難い世の中になつて來た。

（第二部、下、二二七頁）

半蔵の懸念 半蔵が民権家の思想に違和感を覚えたのは、本居宣長や平田篤胤らの国学に傾倒していたからである。しかし、それだけではなかった。半蔵の民権家ぎらいは、わが子を思う親の心に通じていた。

というのは、半蔵には正己⁽¹⁾という次男がいたが、この正己は自由党員であった。二十四歳の若さで日義村の河合定義らと語らって山林事件に取り組みだしたのも、その志士もどきの熱情によるところが多かった。もとより、請願運動は半蔵がその生涯をかけたほどの事件である。半蔵の願いを継続してくれる子があるならば、彼とても心から喜ばないはずはなかつた。ただ、正己らが人民を代表する戸長でもないのに、木曽谷の総代をかつて出たことには、少なからず懸念をさせられた、と藤村は半蔵の心理を描写している。

請願運動の挫折 「庄屋には庄屋の道がある。決して村を出るようなことはいたしません」と、村をあずかる者の責任において、半生を山林事件のためにささげてきた半蔵である。彼の思いからすれば、官有林払下げ運動はあくまでも郷里と共になければならない。戸長でもない者が、一時の政治熱にうかされて志士もどきで闘争を指導しようとしても、そう長くつづくものではない——。これが木曽の村に生まれ育った半蔵の胸中であつた。

それから、いくばくもなく半蔵の懸念は的中する。正己⁽²⁾らの官有林払下げ運動が、「書面の趣、聞き届けがたく候事」という山林局の却下通知のまえに、もろくも挫折することになつたからである⁽³⁾。そのあと、正己は風雲急をつげる朝鮮に渡航し、半蔵は山林事件について口をつぐんでしまう。子に対する父親の最後の言葉は、「こういう事はとかく横道へそれたがり勝ちだ。これから先、どういう方針になつて行こうと、山林事件の出発を忘れないようにしてくれ」であった。

『夜明け前』は、次のような文章でエピローグを迎える。新旧の思想が交錯するなか憲法の制定作業が進行した過渡期の特徴が、簡潔に浮き彫りにされている。半蔵が没した明治一九年（享年五十六歳）は、まだ薄暗さがあたりを支配する夜明け前の時代であった。しかし、それは鉄道建設に象徴される近代化（物質文明）の波が、世紀の洪水になつて各地に押し寄せ、地域社会の構造を大きく変えていく時代の始まりでもあつた。

維新以来の明治の舞台もその一九年あたりまでを一つの過渡期として大きく廻りかけていた。人々は進歩を^{はら}込んだ昨日の保守に疲れ、保守を孕んだ昨日の進歩にも疲れた。新しい日本を求める心は漸く多くの若者の胸に萌して来たが、しかし封建時代を葬ることばかりを知つて、まだまことの維新の成就する日を望むことも出来ないような不幸な薄暗さがありを支配していた。その間にあって、東山道工事中の鉄道幹線建設に対する政府の方針はにわかに東海道に改められ、私設鉄道の計画も各地に興り、時間と距離とを短縮する交通の変革は、あたかも押し寄せて来る世紀の洪水のように、各自の生活に浸ろうとしていた。

(第Ⅱ部、下、三三一一三三二頁)

おわりに——近代法史研究の夜明け

山林国有化と法史学の課題 抜粋が多かったので、少し読みにくかつたかもしだれない。また、文学作品をこま切れに紹介するのは避けるべきことかもしだれない。しかし、山林事件が日本近代法史上のいかに重大問題であったかという点については、おおよその了解が得られたものと思う。そして、巣山・留山・御停止木・木租・入会・山論・内済・裁許状・官民有区分・近代的土地位所有権・山林盜伐・官有林払下げ運動、等々、法史学がみずから研究領域として探求しなければならないキーテームについても、その重要性の一端にふれてもらえたものと思う。

官有地編入という名の山林収奪政策の対象にされたのは、木曽だけではない。官民有区分によつて官有地に編入された山林は、わが国の全山林の七〇パーセントにも達する。とくにひどかったのは青森県・秋田県・山梨県で、そこでは木曽と同じく約九〇パーセントの山林が官有地に編入されることになった。また、幕藩時代には農民が山林原野を共同で支配し、株^{まき}や薪を自由に採取する慣行(入会)が広範に存在していたが、この慣行の権利もやがて否定され

る運命にあった。なぜならば、国有地における入会権は認められないというのが明治政府の立場であり、この立場は一九一五(大正四)年の大審院判決によってさらに確定的なものになったからである。

富国強兵政策の一環として強力に推進された官有地編入の陰には、測り知れない農民の辛苦が存在した。近代とは実にそういう時代でもあった、という点が忘れられてはならない⁽⁶⁾。法史学が取り組まなければならない研究課題は多いといえよう。

中田薰と戒能通孝 藤村が七年の歳月を要して『夜明け前』を書きあげたのは、一九三五(昭和一〇)年のことである。ちょうどその頃、日本近代法史研究の第一級の開拓者である中田薰が、『法制史論集』第二巻(岩波書店、一九三八年)の刊行にとりかかっていた。また、戒能通孝も、名著『入会の研究』(日本評論社、一九四三年)を構想中であった。前者には、これまで未開拓の状態にあつた江戸時代・明治初期の「村の法人格」に関する研究が収められており、後者には、「官民有区分」や「国有地入会」に関する研究が収められている。

このように、藤村が『夜明け前』を執筆して山林事件を世に問うた時期は、ときあたかも「山と村」に関する法史学研究が本格的に開始された時代であった。そしてそれは、興味深いことに、日本近代法史の研究意義がようやく学界に認められた時代でもあった。藤村の『夜明け前』は、日本近代法史研究の夜明けにつながつていたといえよう。

注

- (1) 『夜明け前』について論じた歴史家としては、服部之総・松島栄一・芳賀登・所二勇・児玉幸多・大江志乃夫・北條浩・小谷汪之らをあげることができる。拙者『日本の自治の探求』(名古屋大学出版、一九九五年)終章、参照。

- (2) 「前世紀を探求する心」、十川信介編『藤村文明論集』（岩波文庫、一九八八年）二二〇頁。
- (3) 「官有林規則」という名称の法令は実在しない。藤村の山林問題に対する事実認識には幾つが問題があるとされる。こうした点については、北條浩『日本近代林政史研究』（御茶の水書房、一九九四年）三九五頁以下、参照。
- (4) 戒能通孝『入会の研究』（日本評論社、一九四三年）参照。
- (5) 小説中の正己のモデルは、島崎藤村の兄の島崎広助である。彼が指導した官有地払下げ運動については、町田正三『木曾御料林事件』（銀河書房、一九八二年）が詳細である。
- (6) 宮本常一・山本周五郎・楫西光速・山代巳監修『日本残酷物語』第四卷（平凡社ライブラリー、一九九五年）五七一九四頁に、『夜明け前』がとりあげられている。
- 〔付記〕本稿は、もともと石川一三夫・矢野達雄編『法史学への旅立ち』（法律文化社、一九九八年）の原稿として準備したものである。紙幅の都合で割愛せざるをえなかつた学生向けの読み物を、本誌に掲載するのは憚れるところであるが、このたびとくに編集委員にご無理をお願いすることにした。『夜明け前』の舞台となつた木曽谷は、清内路峠か太平峠もしくは権兵衛峠を介して、北澤正啓先生の故郷である伊那谷に通じている。藤村の小説中にもしばしば紹介されているように、伊那谷は新進気鋭の国学者を多数輩出した地であり、その学究的氣風は今なお継承されているという。